

物品持ち込み申請(長期)

Application for Equipment Installation

Proposal Information	研究課題番号: Proposal number	ビームライン名: Beamline
	研究課題名: Title of experiment	
	実験責任者: Project Leader	所属: Affiliation
	ユーザーカード番号: User card number	電話番号: Phone

利用推進部長 殿

申請年月日(西暦): Date of application

申請者氏名: Name of applicant

ユーザーカード番号: User card no.

私達は、下記に示す物品を長期に、持ち込みたいので申請します。なお、持ち込みに際しては長期物品持込に関する誓約事項を遵守します。

I hereby request permission to bring in the equipment specified below. I acknowledge that I have read, understand and agree to the "Terms and Conditions for the Equipment Brought in to SPring-8."

期間*: Scheduled installation period*

持込方法: Method to bring in the equipment

施設側受入担当者: SPring-8 contact person

- 記 -

List of Carry-In Items	(1) 物品名、(2) 規格等、(3) 数量、(4) 使用目的、(5) 使用場所、(6) 備考(電気配線、水配管等の必要性)、(7) その他 (1) Name, (2) Standard, (3) Quantity, (4) Purpose, (5) Location to use, (6) Remarks (any wiring or plumbing), (7) etc.
	持込物品リスト

必要な場合は追加リストを添付すること。 If space is not enough, please attach an additional list.

*申請期間は1年が限度です。2期を超えて申請する場合は再申請してください。 For a period of up to one year. To request an extension, please submit another Form 8-1.

長期物品持込に関する誓約事項

(基本事項)

1. 特定放射光施設での利用研究課題の実施において、長期に持込する物品・機器については、安全に配慮すると共に、関係法令や公益財団法人高輝度光科学研究センター及び理化学研究所等（以下「施設運営者」という。）の規程、規則及び各種手続き等を遵守し、他の利用者が行う利用実験等に支障が出ないように配慮すること。

(持込手続き)

2. 物品・機器の持込においては施設運営者が定める申請書にて申請し、施設運営者の承認を得た後に持ち込むこと。

(持込期間)

3. 施設運営者から承認を得た持込期間を厳守するとともに、延長が必要な場合は期限前に再度申請を行い施設運営者の承認を得ること。

(据 付)

4. 当該物品・機器の設置及び接続（以下「据え付け」という。）を行う時は、施設運営者の許可を得て行うこと。据え付けは、施設運営者の指定した位置に限ることとし、安全確実に据え付け、施設運営者の確認を受けること。

(許 認 可)

5. 据え付け、使用等にあたり、許認可手続きが必要なときは施設運営者と協力して行うこと。

(使用、安全管理)

6. 当該物品・機器は利用実験に係る目的のみに使用することとし、計画外の使用はしないこと。また、持込期間中、物品・機器に対し安全策（マニュアルの常備、管理者連絡先の掲示等）を施し、善良なる管理者の注意義務をもって管理、使用、ならびに保管にあたること。

(改造修繕)

7. 当該物品・機器を改造修繕する場合は、施設運営者の許可を得て行うこと。

(費用負担)

8. 当該物品・機器の持込に係る費用は原則、持込者が負担すること。

(異常時の処置)

9. 当該物品・機器を使用するにあたり、特定放射光施設及びそれに付随する施設、設備並びに物品に影響をおよぼす異常状態に陥ると推測されるなどの理由で、施設運営者より当該物品・機器の使用中止の勧告があった場合は従うこと。その場合、使用中止に伴い損害が生じても施設運営者に対してその賠償請求を行わないこと。

(撤去、回復)

10. 利用実験が終了したとき又は2.の持込期限が過ぎた場合は、速やかに物品・機器を撤去するとともに、原状回復を行い施設運営者の確認を受けること。持込者が施設運営者の指定期日までに原状回復を行わないときは、施設運営者において原状回復を実施し、それに要した費用を負担すること。

(責 任)

11. 当該物品・機器の保管等に際し、施設運営者の故意によることなく生じた事故・損害等について施設運営者は、一切その責を負わないこと。